

社会福祉法人武州清寿会役員費用弁償及び報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人武州清寿会の役員等に対する費用弁償及報酬の支給について定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員

(費用弁償)

第3条 役員等が召集に応じ会議等に出席したときは、別表に定めるところにより、費用弁償として旅費（日当）を支給する。但し、職員が役員の場合を除く。

(役員報酬)

第4条 理事長については、施設長を兼務しない場合においても、理事会の議決を経て、理事長職務のみにおいて現行施設長給与を上限として報酬（給与・賞与）を支給する。職務については別表2

2、支給方法については、職員給与・賞与支給に準じる事とする。

(委任)

第5条 この規定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

別表（第3条関係）

役職名	会議出席費用弁償 (1日当り)	備考
理事	10,000円	(所得税は含まず)
監事	10,000円	(所得税は含まず)
評議員	10,000円	(所得税は含まず)

別表 2（第 4 条関係理事長職務）

理事長は、法人定款に定める職務を行う事とする。 尚、日常の専決事項は定款施行細則により以下の通りとする。

< 理事長専決事項 >

- 1 職員(施設長及び臨時職員を除く)の任免に関する事。
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの(法人運営に重大な影響があるものを除く)。
- 3 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- 4 工事又は製造の請負については、100 万円以上 250 万円未満の契約、食料品・物品等の買入については 100 万円以上 160 万未満の契約を締結すること。
- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない 1 件 160 万円未満のもの。
- 6 運用財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く)のうち、損傷その他の理由により、不用となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が 1 件 500 万円未満のもの処分に関するもの。
- 7 予算上の予備費の支出。
- 8 寄附金の受入れに関する決定(法人運営に重大な影響があるものを除く)
- 9 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事。
- 10 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事。
- 11 職員の昇給・昇格に関する事。
- 12 各種証明書の交付に関する事。
- 13 行政官庁からの照会に関する事。(定例又は軽易な事項は除く)

附則

この規定は平成 16 年 12 月 23 日から実施する。

この規定は平成 18 年 3 月 25 日から実施する。

この規定は平成 24 年 5 月 26 日から実施する。

この規定は平成 31 年 3 月 24 日から実施する。